

定 款

日本特殊陶業株式会社

日本特殊陶業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本特殊陶業株式会社と称し、英文では、N i t e r r a C o . , L t d . と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 内燃機関用スパークプラグの製造、販売
2. 自動車部分品および附属品の製造、販売
3. 電子機器用・通信機器用部分品の製造、販売
4. 電気用・理化学用・工業用陶磁器の製造、販売
5. 機械工具の製造、販売
6. 計量器・測定器・化学機械装置の製造、販売
7. 医療用具・医療用機械器具の製造、販売
8. ニューセラミック製品の製造、販売
9. 環境・エネルギー関連機器の製造、販売
10. 前各号に掲げる製品の輸出入、修理、賃貸借
11. 前各号に関連する役務の提供
12. 前各号に関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および中日新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7億8,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行
使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当て
を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

② 当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか愛知県小牧市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、取締役会長、取締役副会長または取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役会長、取締役副会長、取締役社長ともに差しつかえがあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、13名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第25条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問各若干名を定めることができる。

(取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日から3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合であって、その支払い開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第122回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

改正年月日

昭和14年 2 月13日

昭和15年 4 月27日

昭和15年10月29日

昭和16年 6 月27日

昭和17年10月 5 日

昭和17年12月28日

昭和18年11月 1 日

昭和19年 8 月 3 日

昭和19年 9 月19日

昭和20年11月20日

昭和22年 9 月 5 日

昭和23年 5 月11日

昭和23年 5 月28日

昭和24年 5 月20日

昭和26年10月16日

昭和28年11月11日

昭和34年 5 月26日

昭和36年 5 月29日

昭和39年11月26日

昭和42年 5 月27日

昭和44年 5 月28日

昭和45年 5 月28日

昭和46年11月30日

昭和50年 5 月27日

昭和57年 6 月30日

昭和60年 6 月27日

昭和62年 6 月25日

平成元年 6 月29日

平成 3 年 6 月27日

平成 6 年 6 月29日

平成10年 6 月26日

平成14年 6 月27日

平成15年 6 月27日

平成16年 6 月29日

平成17年 6 月29日

平成18年 6 月29日

平成21年 6 月26日

平成22年 1 月 6 日 (附則削除)

平成24年 6 月28日

平成25年 6 月27日

平成26年 8 月 1 日 (平成26年 5 月 8 日取締役会決議)

平成28年 6 月29日

令和 4 年 6 月24日

令和 5 年 3 月 2 日 (附則削除)

令和 5 年 4 月 2 日 (附則削除)

令和8年10月1日（令和8年7月31日取締役会決議）